

4. 韓国

(1) 韓国の女性の活躍推進に係る取組の特徴等

・ 基本法制等

- 韓国は、1995年に女性の参画促進の基本法となる「女性発展基本法」を制定した。同法に基づいて5年ごとに策定される「女性政策基本計画」が、政治分野、行政分野、経済分野における男女共同参画の取組を方向づける。

・ 政治分野

- 韓国の国政選挙は、小選挙区比例代表並立制である。政党は、2000年の政党法改正を契機に、公職選挙法にて比例名簿の50%を女性に割り当て、奇数番号を女性候補者として定めることが定められている。小選挙区では、候補者の30%を女性に割り当てることが求められている。また、女性候補者の公認数が増えれば補助金の追加がある。ただし、罰則規定がないため、順守されていない（2014年の女性国会議員比率 16.3%）。
- 韓国の地方選挙の選挙制度等も、国政に準拠する。ただし、地方選挙では、罰則規定がある（比例名簿の不受理など）。

・ 行政分野

- 行政分野は、政治分野、経済分野より先行して、クォータ制が実施された。国家公務員及び地方公務員の採用面にて、1996年、目標割合に達するまで女性を追加合格させる「女性公務員採用目標制」が導入された。女性管理職の任用面では、2007年以降、女性管理者任用拡大5か年計画を策定し、目標を設定している。

・ 経済分野

- 2006年に積極的雇用改善措置制度が導入され、常時雇用1000人以上の対象企業等は、女性雇用率および女性管理者比率を国の雇用労働部に報告する義務がある。国は、女性の雇用実績に優れた企業に対し、入札への加点等、様々なインセンティブを与えている。